

議案第45号

守谷市手数料の特例に関する条例

守谷市手数料の特例に関する条例を別紙のとおり制定する。

令和 8 年 6 月 4 日 提 出

守谷市長 松 丸 修 久

令和 年 月 日 原案 決

守谷市手数料の特例に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。）の普及を促進し、行政手続における市民の負担の軽減及び利便性の向上を図るため、守谷市手数料条例（平成11年守谷町条例第23号。以下「手数料条例」という。）の規定に基づき徴収する手数料の特例に関し、必要な事項を定めるものとする。

(手数料の特例)

第2条 手数料条例第5条に規定する自動交付機により次の各号に掲げる名称の証明書等の交付申請を行う場合の手数料の額については、同条例第3条の規定にかかわらず、当該各号に掲げるとおりとする。

- (1) 住民税課税・非課税証明手数料 1件 100円
- (2) 所得証明手数料 1件 100円
- (3) 戸籍の謄本・抄本の交付又は戸籍証明書の交付手数料 1件 350円
- (4) 住民票交付手数料 1件 100円
- (5) 戸籍の附票交付手数料 1件 100円
- (6) 印鑑登録証明手数料 1件 100円

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年11月1日から施行する。

(この条例の失効)

- 2 この条例は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。

提案理由（議案第45号）

提案の理由を申し上げます。

本案は、マイナンバーカードの利活用促進を目的に、期間限定でコンビニエンスストア等における証明書等の自動交付手数料の更なる減額をするための条例を制定するものです。

よろしく御審議の上、御決議のほどお願いいたします。